

確定申告について

確定申告書の作成・提出は、**ご自宅からスマホ・パソコンでe-Taxにより申告**を推奨しています。

2月6日(月)～3月15日(水)の間、熊本西・熊本東税務署内に申告相談会場は開設していません。

〈申告相談会場〉

会場 熊本城ホール 1階展示ホール

混雑の状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

事前申告相談会 2月6日(月)～15日(水) ※土日祝日を除く
令和4年中に住宅を新築・購入された方などを対象

申告相談 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝日を除く
ただし、2月19日(日)、2月26日(日)は開設します。

時間 事前申告相談および申告相談、いずれも午前9時～午後4時まで

申告方法 スマホをお持ちの方は原則スマホで申告

申告書の作成・送信は、
ご自宅で
国税庁ホームページから!!



確定申告会場でマイナンバー申請もできます!

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

※土日祝日は除く

時間 午前9時半～午後3時

※正午～午後1時を除く

持参物 **マイナンバー通知カード**
本人確認書類(運転免許証1点、または健康保険証と年金手帳の2点)

(地域政策課 ☎096-328-2067)

写真代無料



確定申告 検索

(熊本西税務署 ☎096-355-1181)

(熊本東税務署 ☎096-369-5566)

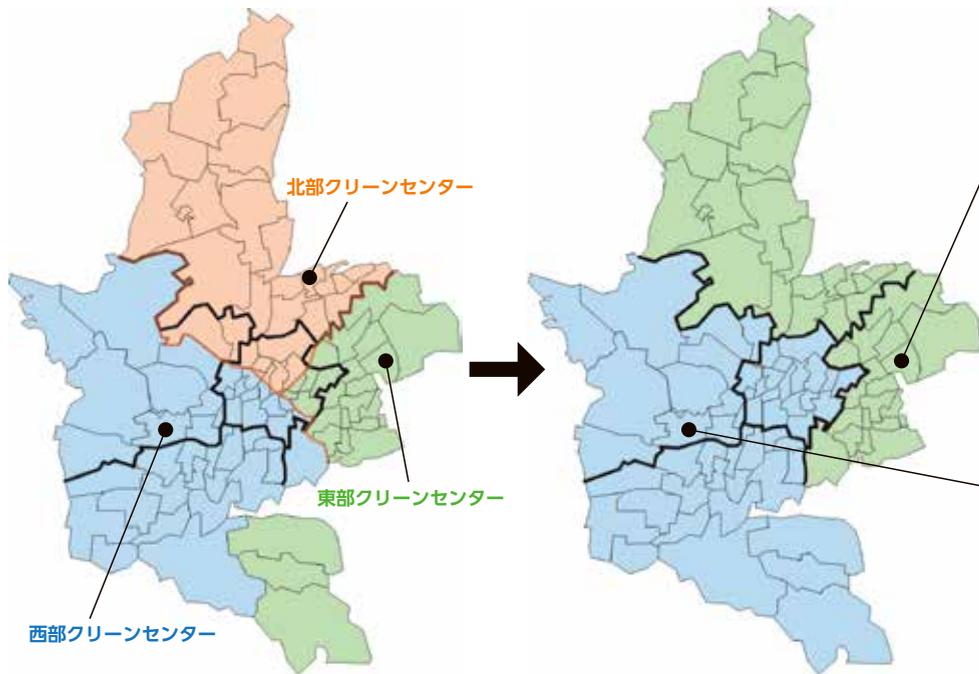
令和5年4月1日からクリーンセンター管轄校区が変更になります

3クリーンセンター(北部・東部・西部)体制から2クリーンセンター(東部・西部)体制に再編します。

令和5年4月から違反ごみ等に関するご相談については、以下の管轄クリーンセンターへお願いします。

●変更前の管轄校区

●変更後の管轄校区



東部クリーンセンター (☎096-365-4343)

【東区】

泉ヶ丘・秋津・尾ノ上・健軍・健軍東・桜木・桜木東・託麻北・託麻西・託麻東・託麻南・月出・長嶺・**西原**・東町・山ノ内・若葉・**画図**

【北区】

麻生田・楠・清水・城北・高平台・龍田・龍田西・楡木・武蔵・弓削・川上・北部東・西里・植木・山本・田原・菱形・桜井・山東・吉松・田底・大和

西部クリーンセンター (☎096-329-8803)

【中央区】

出水・一新・大江・黒髪・慶徳・向山・壺川・五福・城東・白川・碩台・託麻原・白山・春竹・本荘・**帯山**・**帯山西**・砂取・出水南

【西区】

春日・古町・池上・小島・城山・城西・白坪・高橋・中島・**花園**・松尾・河内・芳野・**池田**

【南区】

川尻・城南・田迎・田迎西・田迎南・日吉・日吉東・御幸・力合・力合西・飽田東・飽田南・飽田西・中緑・銭塘・奥古閑・川口・富合・**杉上**・**隈庄**・**豊田**

※変更校区は赤字で記載しています。(廃棄物計画課 ☎096-328-2359)

ヤングケアラーについて知っていますか?

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

◎こんな子どもたちがヤングケアラー

- 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
- 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

出典:厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」

◎子どもたちにどんな影響があるの?

家族の世話などをすることで、料理や掃除など実践的なスキルが身に付き、障がいや病気などの知識・理解を得ることができる、家族との絆が実感できるなど多くのことを得る一方で、宿題などの勉強に割く時間が十分つれない、友達と遊ぶ時間がとれない、寝不足で学校に遅刻してしまうなど、結果として進学や友人関係などに影響が出てしまったり、心身の健康を害してしまうこともあります。

相談先

【子どもや家庭に関する相談窓口】(平日:午前8時半～午後5時15分)

- 中央区保健子ども課 ☎096-328-2451
- 南区保健子ども課 ☎096-357-4135
- 東区保健子ども課 ☎096-367-9130
- 北区保健子ども課 ☎096-272-1104
- 西区保健子ども課 ☎096-329-6838
- 児童相談所 ☎096-366-8181

【子ども・若者に関する相談】(平日:午前8時半～午後9時)

- 市子ども・若者総合相談センター ☎096-361-2525
- メール:kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp

◎まわりの大人ができること

ヤングケアラーは、自覚がないなどの理由から、自ら相談することが難しい状況にあります。子ども自身やりたいことができていないなど、子ども自身の権利が守られていない状況に、周りの大人が早く気づき、子どもや家族の心情、背景に配慮をしながら、必要な支援につなげていくことが大切です。社会全体でヤングケアラーについて正しく理解し、認識を高めて、ヤングケアラーが自身の置かれた状況や、思いを話せる大人を増やしていきましょう。

◎こんな子どもたちがいたら少し気にかけてみてください

- 欠席や遅刻、早退が多い 不登校の傾向がある
- 学校に行っている時間に校外で見かけることがある
- 家族の介助や付き添いをしている姿を見かける
- 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
- 必要な病院に通院・受診できない 服薬できていない

「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシートより抜粋

厚生労働省特設ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。～みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して～」はこちら

LINE相談「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」

毎週火曜・日曜午後6時～10時に、LINE相談「こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏」を開設しています。

(令和5年1月1日、1月3日除く 令和5年3月28日まで)こちらからLINE友達登録へ



(子ども政策課 ☎096-328-2156)